

## 一〇ノ六、大乘院寺社雑事記

出典 大乘院寺社雑事記(辻善之助編 三教書院)

解説 この記は興福寺大乘院尋尊の記を中心とするもので、宝徳二年(一四五〇年)から大永七年(一五二七年)の長きにわたっている。

内容は興福寺、春日社をめぐる事柄を主とするがそれにどまらず、当時の争乱、政治経済、宗教、世情全般に及んでいる。

元弘の役で焼失して以来、応仁の乱(一四六七―一四七七年)前後の世情定まらぬ環境下、山城大和における豪族間の争いに巻き込まれていく笠置寺に関する記事もあり、多門院日記(別史料)とあわせて応仁の乱前後の笠置寺の様子を垣間見させる貴重な史料である。

鎌倉時代以降、興福寺が大和一国の支配権を有し、そのもとに一乗院と大乘院が国内の武士や名主を宗徒に組み入れた。興福寺と一体化していた春日社も同様に武士を参加に組み入れ(神人)、これら豪族が大和の支配をおこなっていた。一乗院傘下の筒井氏、越智氏、箸尾氏、大乘院傘下の土市氏、古市氏、他に豊田中坊氏、井戸氏、檜原氏などが記録に残っている。

宗徒や神人に起因する大和武士の抗争は、天正四年(一五七六年)筒井順慶が信長から大和一国の支配を委任されるまで続いたのである。

原文 (笠置寺関係記事のみ)

\*長禄元年(一四五七年)十二月二十九日の条

笠置寺ヨリ巻数(経巻の目録)進之、英音巻数進之

\*長禄二年(一四五八年)十一月四日の条

梅尾高弁上人度天記披見之、殊勝々々、抑梅尾ノ春日・住吉両大明神御影ハ、依神託建仁三年四月九日仏師薩摩法橋俊賀ニ仰、紀州保田庄星尾シテ凶之、同十九日於崎山兵衛尉良眞之家開眼供養、導師明恵上人云々、又同御影堂ノ仏舍利ハ建仁三年二月廿八日、自貞慶上人手於笠置寺テ明恵相伝之、二粒在之、此舍利ハ西龍寺之舍利、鑿眞和尚伝来云々、招醜寺与同也、自月輪禅定殿下貞慶給之云々、依夢想自貞慶手相伝之故ニ、大明神伝来之舍利ト云也

\*長禄二年(一四五八年)十二月二十七日

笠置寺ヨリ巻数進之

\*長禄三年(一四五九年)十二月二十日の条

己心寺・新禅院ヨリ巻数并大柿一連、各進之、恒例者也。笠置寺・長谷極楽寺・内山中

院、卷数進之。

\*長祿三年（一四五九年）十二月二十八日の条

西金堂ヨリ卷数進之、笠置寺同進之、（堂司方ヨリ）常喜院同進之

\*長祿四年（一四六〇年）十二月十二日の条

橘寺卷数到来、此外先日志貴山・笠置寺等進之云々、

\*文明元年（一四六九年）十月二十九日の条

英淳得業社頭參籠之处、召仕小者取天狗了、辰貝時分より不見、戌剋帰參四十九院、亡然相語云、笠置寺・越知之笛吹山以下、在々所々一日之内ニ遊行云々、

\*文明九年（一四七七年）十二月二十四日の条

同夜自佐川之没落人方押寄下高島而、在家四五間焼之、吉田坊門戸焼之、越智之手者共高島并薬師院辻子等ニ陣取在之間及合戦、寄手散々事也、五六人被打殺了、馬以下取之、中坊長円房之馬也云々、被殺之内三日谷之中其随一ナリ、三藏院之芝<sup>三</sup>三人、上総之辻子・般若寺大路等也、筒井・成身院以下佐川ヲ相憑隠居、彼面々沙汰也、仍夜前ハ祝著内也、如此悪行且如何、不吉事也、佐川所存不審々々、惣而十三人被殺云々、越智方随分者共半死半生云々、

\*同十二月二十四日の条

筒井・成身院返事到来、畏入之由也、中坊先夜負手而笠置ニ在之云々、

\*文明十年（一四七八年）九月二十六日の条

四恩院一臆罪科、六方進発、越知勢共百計大湯屋辺ニ出陣、可召取用意云々、於笠置山箸尾法師原以下越知呪詛之法行之故云々、実否如何、

\*文明十一年（一四七九年）七月十二日の条

瓜五合筒井笠置の陣、五合成身院京都、以上五ヶ所二人 五合慶英律師、五合御洗

\*文明十一年（一四七九年）十二月八日の条

去三日細川九郎俄に令在丹波国了、一宮党相具、近日分国共任雅意之間、可在国之由、自兼日及其沙汰事也、於于今者畠山一人在京官領也、可為如何哉、初修（終か）ハ定而奉相具將軍、笠置辺ニ可下向敷、云北六（陸か）道云東西各物忿也、山城道一所無為也。如雜説者、所々国ハ今出川殿御成敗分也、

\*文明十四年（一四八二年）五月七日の条

大仏御経有無未一定云々、自寺門下行事、堂衆方一口別三斗米之有、号三斗米云々、半分可下行之由申之間、不承引、法花堂・中門堂両堂共に自去月令閉門了、寺門失面目之間、両堂司方令罪科、可切門戸之由申云々、近日連夜群勢共罷出云々、堂衆方堤合力、寺門方山内・山城辺衆共也、希有題目出来、随而大仏恒例経不一味之間、不可有之云々、堂方得分也、寺門申状不可然旨、及其沙汰、此正月・二月比講堂に甲乙人等群参、無是非凶事也、此事出来、去年西院地藏二群参、則此陣事出来、山崎・西院辺迷惑云々、近日又笠置寺辺二石地藏有之、群参無是非、如何様凶事也、不思儀事彼辺二可出来者也、先年福智院地藏二如此群集了、其後足輕共乱入、郷内無正躰事出来、大二不可然事也、凡無力事也、

\*延徳三年（一四九一年）八月二十日の条

笠置中坊之在所二恣（盗か）人在之、此者中川寺之坊に居住云々、可召取旨問答処、彼一山寺不承引云々、古市以下色々雖申不承引之間、在々所々相悟（語か）而自中坊中川 寺二押寄及合戦了、中川寺悉以発向、寺如無、希有事也。

\*延徳四年（一四九二年）五月二十日の条

昨日衆中所々進発、恣（盗か）人事云々、十輪院堂内在家者、於僧坊・院家仏具以下連々恣之、常喜院立具取之、召取之、云則躰所云同類者所々進発、彼恣人ハ笠置中切之被 官人云々、講堂々童子之籠二召置之处、番衆之内同類在之、令同道恣人共二逐電了云々、堂童子越度也、罪科云々、

\*明応三年（一四九四年）十一月二十日の条

夜前笠置中坊息女専重所へ迎之云々、

\*明応六年（一四九七年）十一月十四日の条

古市陣取白毫寺、甲三百計在之云々、七時分觀禪院早鐘槌之、筒井勢并越（超か）昇寺・秋篠・宝來以下合千計勢云々、令合戦古市打負了、山村・琵琶小路以下打死済々在之 云々、古市ハ国見峯越之、落付笠置寺云々、白毫寺在家共焼払之、以外次第、筒井方二ハ野田東、

\*明応六年（一四九七年）十一月十五日の条

卯剋ヨリ白毫寺本堂・炎魔堂・多宝塔上切経蔵・鐘楼・僧坊・クリ・僧堂此外長老坊・奥坊・寂生院・尺迦院・花蔵院・ハタ板坊・地藏院・谷坊等悉以炎上了、湯屋・辰巳坊相残、是又大略打破取了、一寺払地、時剋到来、本尊阿ミタ・地藏、炎王二本躰俱生神二躰奉取出之、破損了、一乘院殿知行在所也、院主北院僧正、



読み下し文

\*長禄元年（一四五七年）十二月二十九日の条

笠置寺より巻数之を進ず、英音より巻数之を進ず

\*長禄二年十一月四日の条

（前略）

梅尾高弁上人の度天記之を披見す、殊勝々々、抑も梅尾の春日・住吉両大明神御影は、神託に依つて

建仁三年四月九日仏師薩摩法橋俊賀二仰、紀州保田庄星尾シテ図之、堂十九日於崎山兵衛尉良眞之家開眼供養、導師明恵上人云々、又同御影堂、仏舍利ハ建仁三年二月廿八日、自貞慶上人手於笠置寺テ明恵相伝之、二粒在之、此舍利ハ西龍寺之舍利。鑿眞和尚傳來云々、招醒寺与同也、自月輪禅定殿下貞慶給之云々、依夢想自貞慶手相伝之故ニ、大明神傳來之舍利ト云也

\*長禄二年十二月十二日

（前略）

笠置寺ヨリ巻数進之

\*長禄三年（一四五九年）一月二〇日の条

己心寺・新禅院より巻数并に大柿一連、各之を進ず。恒例の者也。笠置寺・長谷、極楽寺・内山中院、巻数（経巻の目録）之を進ず。

\*長禄三年（一四五九年）一月二八日の条

西金堂より巻数之を進ず。笠置寺同じく之を進ず。常喜院同じく之を進ず。

\*長禄四年十二月十二日の条

（前略）

橘寺巻数到来、此外先日志貴山・笠置寺等進之云々、

\*文明元年（一四六九年）一月二九日の条

英淳得業社頭に参籠の処、召し仕うる小者、天狗に取られたんぬ。辰貝の時分より見えず。戌の剋四十九院より帰参すと。亡然として相語りて云う、笠置寺・越知の笛吹山（奈良県高取町に越知氏館跡あり、背後に貝吹山あり）以下、在々所々一日の内に遊行すと云々。

\*文明九年（一四七七年）一月二四日の条

筒井・成身院より返事到来す。畏まり入るの由也。中坊、先夜負手而笠置に之在りと云々。

\*文明一〇年（一四七八年）九月二十六日の条

四恩院の一臈に罪科あり、六方進発す。越知勢共百計り大湯屋辺に出陣、召し取るべき用意ありと云々。笠置山に於いて箸尾法師原以下、越知呪詛の法行の故なりと云々。実否は如何。

\*文明十一年（一四七九年）七月一二日の条

瓜五合（筒井笠置の陣）。五合（成身院京都、以上五ヶ所二人）。五合（慶英律師）。五合（御洗）。

\*文明十一年（一四七九年）十二月八日の条

去る三日、細川九郎、俄に丹波の国に在国せしめ了んぬ。一宮党相い具し、近日分国し、共に雅意に任ずるの間、在国すべきの由、兼日より其の沙汰に及ぶ事也。于に於いては今畠山一人在京の官領也。如何に為すべき哉。初終は定めて將軍を相い具し奉りて、笠置辺に下向すべきか。云わく北陸道、云わく東西、各物也。山城道一所無き為也。雜説の如き者、所々の国は今出川殿ご成敗の分也。

\*文明十四年（一四八二年）五月七日の条

大仏御経の有無、未だ一定せずと云々。寺門自り下行の事、堂衆方一口、別に三斗の米之れ有り。号して三斗米と云々。半分下行すべきの由、申すの間、承引せず。法花堂・中門堂両堂共に去月より閉門せしめ了んぬ。寺門面目を失するの間、両堂司方、罪科せしめ、門戸を切るべきの由申すと云々。近日、連夜群勢共罷り出ると云々。堂衆方合力を堤げ、寺門方は山内、山城辺りの衆共也。希有の題目出来、随いて大仏恒例の経、一味にあらざるの間、之有るべからざると云々。堂方の得分也。寺門の申し状然るべからざるの旨、其の沙汰に及ぶ。

此の正月、二月比、講堂に甲乙の人等群参し、是非無きの凶事也。此の事出来り、去年西院地藏に群参す。則ち此の陣の事出来り、山崎・西院辺、迷惑すと云々。

近日、又た笠置寺辺に石地藏之有り、群参是非無く、如何様の凶事也。不思議の事、彼の辺に出来るべき者也。先年、福智院地藏（大乘院門跡近くに福智院地藏堂あり）に此の如き群集り了んぬ。其の後足輕共、乱入し、郷内に正体無き事出来り、大いに然るべからざる事也。凡そ無力の事也。

\*延徳三年（一四九二年）八月二十日の条

笠置中坊の在所に盗人之れあり。此の者、中川寺の坊に居住すと云々。召し取るべき旨問答する処、彼の一山の寺（中川寺）承引せずと云々。

古市以下、色々申せしむと雖も承引せざるの間、在々所々相い語りて中坊より中川寺に押し寄せ合戦に及びんぬ。中川寺悉く以て発向し、寺無きが如し。希有の事也。

\*延徳四年（一四九二年）五月二十日の条

昨日、衆中所々に進発す。盗人の事と云々。十輪院堂内の在家者、僧坊に於いて院家の仏具以下連々之を恣にす。常喜院立具之を取り、之を召し取ると云う。則ち体所と云う。同類の者、所々に之を進発す。彼の盗人は笠置中之を切ると被官の人云々。講堂々童子、之を籠に召し置くの処、番衆の内同類之れ在り、同道せしむる盗人共に逐電し了んぬと云々。堂童子の越度也。罪科を云々。

\*明応三年（一四九四年）十一月二十日の条

夜前、笠置中坊の息女、専ら重所へ之を迎うと云々。

\*明応六年（一四九七年）十一月十四日の条

古市、白毫寺に陣取り、甲三百計之れ在りと云々。七時分、観禪院早鐘之を槌つ。筒井勢碓に超昇寺、秋篠、宝來以下合せて千計りの勢と云々。合戦せしめ古市を打ち負かし了んぬ。山村・琵琶小路以下打ち死に濟々と之れ在りと云々。古市は国見峯を之れ越え、笠置寺に落ち付くと云々。白毫寺、在家共之を焼き払う。以つての外の次第なり。筒井方には野田東。